

令和6年1月29日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課

電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について

(趣旨)

令和6年1月17日付けで電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）より経済産業大臣に対して資金の借入れの認可申請があり、1月19日付けで経済産業大臣から意見の求めがあったところ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答について御審議いただく。

1. 経緯

令和4年4月に施行されたエネルギー供給強靱化法（強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律。令和2年法律第49号）により、これまで再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に関して費用負担調整機関が担ってきた交付金の交付業務や納付金の徴収業務を広域機関が行うこととなった。

具体的には、広域機関は、電気事業法第28条の40第1項第8号の2に基づき、①供給促進交付金（再エネ特措法第2条の2第3項。FIP制度（Feed-in Premium）により卸電力取引市場の状況を踏まえて発電を行う再生可能エネルギー発電事業（以下「再エネ発電事業」という。）を支援する交付金）、②調整交付金（再エネ特措法第15条の2第1項。FIT制度（固定価格買取制度）により固定価格での買取りを担保することで再エネ発電事業を支援する交付金）、③系統設置交付金（再エネ特措法第28条第2項。再エネ電気の利用の促進に資する系統電気工作物の設置及び維持を支援する交付金。）の3つの交付金の交付及び再エネ特措法第31条第1項及び第38条第1項に基づく納付金の徴収の業務（以下「徴収等業務」という。）を行っている。

これらの交付金の原資は、納付金として小売電気事業者等から徴収されており、再エネ特措法第32条第2項に基づき、毎年度、当該年度の開始前に、当該年度において交付される交付金の見込額の合計額に事務処理に要する費用の見込額を加えて得た額、前々年度における剰余金その他の事情を勘案して、経済産業大臣が納付金単価を定めることとされている。

また、これらの交付金の交付額のうち、調整交付金（②）の交付額が大部分を占めている。調整交付金はFIT制度による固定価格にて再エネ電気を調達した電気事業者に対して毎月交付される。具体的には、調整交付金の額は、「調達価格に再エネ電気の調達量を乗じた額」から回避可能費用を控除した額（再エネ特措法第15条の3。電気事業者が再エネ電気を買い取ることにより、その分当該電気事業者が発電、又は調達する量が減ることになるから、当該発電又は調達に要することとなる費用（同条第2号）の額、卸電力取引市場で売った際に得られる額（同条第3号）等を控除する。）とされており、控除する額は卸電力取引市場における電気のスポット市場価格と連動する。そのため、卸電力取引市

42 場の価格が下がれば、控除する額が減少することにより、調整交付金の額は増える、とい
43 う関係にある。

44 このため、卸電力市場価格の下落等によって調整交付金の額が見込額よりも上振れする
45 等の場合、納付金の見込み額との乖離が生じることになる。その際に生じた不足分は翌々
46 年度の納付金単価を決める際に考慮されることとなる。

47 他方、この場合、広域機関の当該年度の資金不足は翌々年度の納付金単価の設定によっ
48 て調整されることになるので、広域機関には一時的な資金不足が生じることになる。

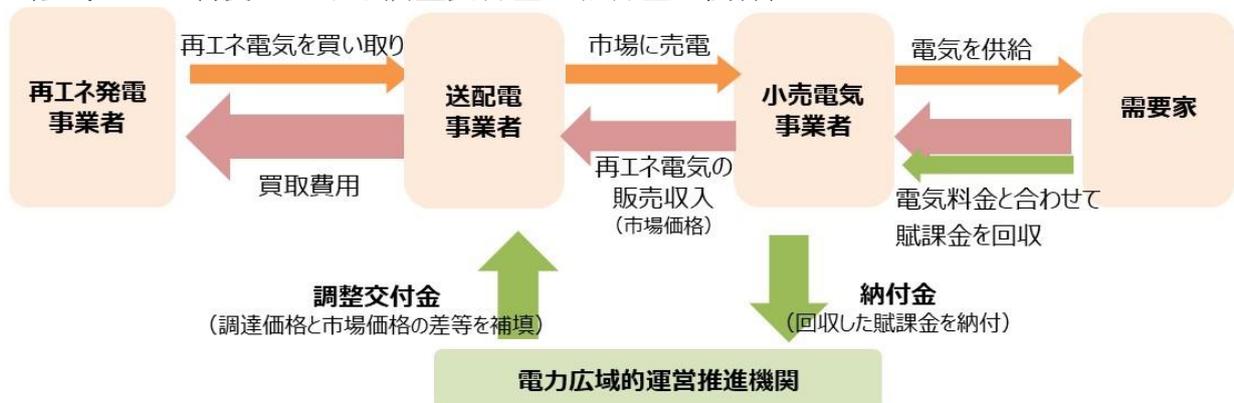
49 そこで、エネルギー供給強靱化法により、広域機関が経済産業大臣の認可を受けて、資
50 金の借入れ又は広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行をすることがで
51 きる旨の規定が設けられ、当該借入金及び機関債の発行の限度額については、政令によっ
52 て現在、その額は1,200億円とされている。また、借入額が多額となる可能性があること
53 から、国民負担を最大限抑制する観点で、徴収等業務に係る借入れ又は機関債については、
54 政府が債務保証を可能とする規定も設けられており、現在、予算書上では、政府が債務保
55 証を可能とする額は上記の借入金及び機関債の発行の限度額と同額（1,200億円）に設定
56 されている。

57 納付金単価は、過去の卸電力取引市場価格を参照して設定されており、令和4年度の卸
58 電力取引市場価格は高位で推移した一方で、令和5年度に入り卸電力取引市場価格が急落
59 し、以降低位で推移している。このため、今回、広域機関に一時的な資金不足が生じる見
60 込みである。

61 広域機関は、徴収等業務に関する資金に充てるための資金の借入れが必要として、令和
62 6年1月17日付けで広域機関より経済産業大臣に対して、電気事業法第28条の53第
63 1項の規定に基づき、資金の借入れの認可申請が行われた。また、これを踏まえて、同法
64 第66条の11第1項第5号の規定に基づき、1月19日付けで経済産業大臣から委員会
65 に対して、当該認可申請に係る意見聴取があったものである。

66

67 (参考：FIT制度における調整交付金と納付金の関係)



68

69

70 2. 主な申請内容

71 申請の詳細については別紙2のとおりである。

72 電気事業法第28条の54に基づき、同法第28条の40第1項第8号の2に関する資
73 金に充てるため、1,200億円を借り入れることとしている。

74 借入先、借入利率については、競争入札方式により決定することとしている。

75 また、借入日は令和6年3月29日であり、償還方法及び期限は、令和7年3月29日
76 を期限に一括償還を行うこととしている。元利金支払いについては政府が保証することと
77 している。

79 3. 審査内容

80 令和6年1月17日時点の徴収等業務に係る資金の残高は、約4,600億円である。
81 また、卸電力取引市場価格が下落して以降、毎月、交付金の額が納付金の額を大幅に上回
82 る状態が続いている。

83 卸電力取引市場価格が低位に推移する状況が続き、仮に、今後3か月間における徴収等
84 業務に係る納付金の不足額が、直近3ヶ月における納付金の不足額と同程度である1月あ
85 たり1,600億円であるとする、令和6年4月には広域機関が徴収等業務を実施する
86 のに必要な資金が200億円程度不足することが想定され、その後、資金の不足に係る状
87 況が継続する可能性がある。また、今後3か月間における徴収等業務に係る納付金の不足
88 額が、交付金の額と納付金の額の乖離が著しく大きくなった令和5年8月から現時点まで
89 の平均値である1月あたり1,900億円であるとする、広域機関が徴収等業務を実施
90 するのに必要な資金が、令和6年4月には1,100億円程度不足することとなる。

91 そのため、現時点で1,200億円の借入れを実施し、資金の不足に備える必要が認め
92 られる。

94 電気事業法第28条の54に基づき、政府は、同法第28条の40第1項第5号又は第
95 8号の2に掲げる業務に係るものに限り、国会の議決を経た金額の範囲内において広域機
96 関の資金の借入れに係る債務の保証をすることができることとされている。

97 今回行う資金の借入れは同法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に係るも
98 のであり、かつ、借入額は令和5年度一般会計予算総則第13条に規定された金額の範囲
99 内の1,200億円であることから、財務大臣の了承を得た上で、今回の借入金の元利金支払
100 いについて政府が債務の保証をすることとなる。

102 また、翌々年度の納付金単価の設定は、今年度の納付金の不足額を勘案して行うことと
103 なる。したがって、遅くとも令和8年6月(※)までには、金利分を含めて今年度の納付
104 金の不足に起因する借入金の償還が可能となる見込みである。

105 なお、卸電力取引市場の価格が上がることにより剰余金が増えた場合等には、より早い
106 時期に借入金の償還が可能になること、また借入期間を長期とするよりも1年ごとに必要
107 額を見直して借り換えたほうが結果として資金調達のコストが下がると考えられること
108 から、借入金の償還までの期間を1年間としており、必要に応じて借り換えを行う予定と
109 している。

111 上記を踏まえると、借入れ行為による広域機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれは無
112 いと認められる。

113 したがって、今般の認可申請について、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る
114 審査基準等(平成12・05・29資第16号)第1(55)に適合していると認められる。

115

116

(※) 広域機関の納付金回収時期

117

納付金は、小売電気事業者等がその原資を賦課金として電気の使用者から回収した3
118 か月程度後に、小売電気事業者等から広域機関に納付される。したがって、広域機関が、
119 今年度から起算して翌々年度の納付金を回収し終えるのは、令和8年6月となる。

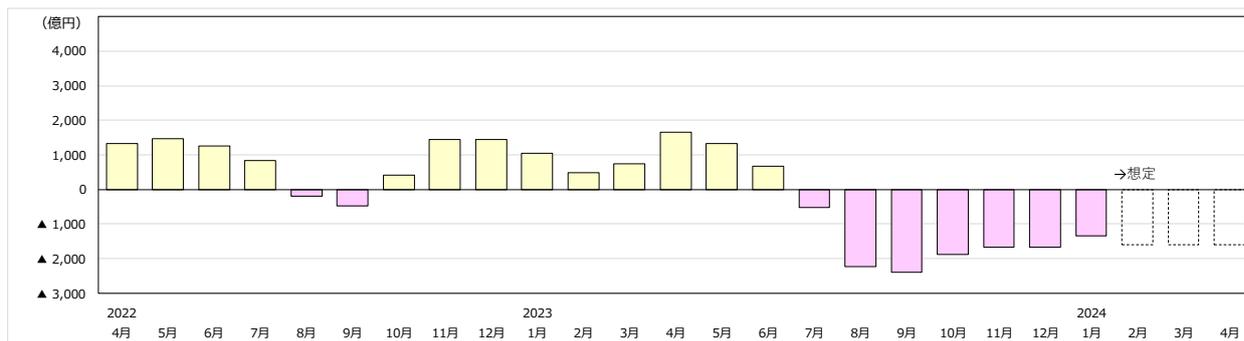
120

121

(参考：広域機関の徴収等業務に係る収支)

122

2022年4月から2024年1月までの、広域機関の徴収等業務に係る収支は以
123 下のとおり。



区 分	2022												2023												2024			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
納付金	2,423	2,329	2,159	1,923	1,788	1,848	2,160	2,311	2,272	1,995	1,861	1,991	2,365	2,256	2,016	1,811	701	723	844	953	926	772						
F I T 交付金	1,088	864	892	1,084	1,986	2,332	1,739	858	825	944	1,371	1,238	716	925	1,331	2,330	2,917	3,101	2,713	2,613	2,592	2,104						
F I P 交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	1	4	7	9	6	5	11	16	17	14	11						
納付金 - 交付金	1,335	1,465	1,267	838	▲ 198	▲ 484	421	1,453	1,447	1,051	489	753	1,645	1,325	676	▲ 526	▲ 2,221	▲ 2,389	▲ 1,886	▲ 1,677	▲ 1,680	▲ 1,343	▲ 1,600	▲ 1,600	▲ 1,600			

2021年度末残高 約7,890億円

2022年度末残高 約1兆5,050億円

2024年1月17日時点残高 約4,600億円

▲約200億円

(注) 納付金は納付期限の翌月、交付金は交付月で整理。

124

125

126

127

4. 認可申請に係る意見

128

上記3. の審査結果を踏まえ、別紙1のとおり、当委員会として経済産業大臣が本申請
129 に係る認可をすることに異存がない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

130

131

5. 今後の見通し

132

経済産業大臣に委員会の意見回答後、電気事業法第28条の5第2項に基づく財務大臣
133 への協議がなされた後に、経済産業大臣による認可がされることとなる。その後、広域
134 機関が実施する競争入札によって借入先が決定され、借入れが行われることとなる。

135

136

137 [参考1] 手続きの流れ

138 広域機関が資金の借入れを行おうとする場合、電気事業法第28条の53第1項に基づ
139 き、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととされている。

140 経済産業大臣は、資金の借入れの認可申請を受けた場合、同法第66条の11第1項第
141 5号の規定に基づき、委員会の意見を聴取する。

142 また、経済産業大臣は、同法第28条の53第2項に基づき、資金の借入れの認可をす
143 るときは、あらかじめ財務大臣に協議しなければならないと規定されており、当該協議を
144 経て、認可を出すこととなる。

145 広域機関は、経済産業大臣の認可を受けた後、政府保証付の資金借入れについて入札公
146 告を行い、競争入札方式により借入先を決定し、借入れを実行する。

147

148 [参考2] 関連条文

149 ■電気事業法

150 (業務)

151 第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務
152 を行う。

153 一～八 (略)

154 八の二 再生可能エネルギー電気特措法第二条の二第三項、第十五条の二第一項及び第
155 二十八条第二項の規定による交付金の交付並びに再生可能エネルギー電気特措法第三
156 十一条第一項及び第三十八条第一項の規定による納付金の徴収を行うこと。

157 八の三～十 (略)

158 2～3 (略)

159

160 (借入金及び広域的運営推進機関債)

161 第二十八条の五十三 推進機関は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者か
162 ら資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債(以下この条及び次
163 条において「機関債」という。)の発行(機関債の借換えのための発行を含む。)をする
164 ことができる。この場合において、推進機関は、機関債の債券を発行することができ
165 る。

166 2 経済産業大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければ
167 ならない。

168 3 第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係
169 る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなつてはならない。

170 4～8 (略)

171

172 (政府保証)

173 第二十八条の五十四 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二
174 十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内に
175 において、推進機関の前条第一項の借入れ又は機関債に係る債務(第二十八条の四十第一
176 項第五号又は第八号の二に掲げる業務に係るものに限る。)の保証をすることができる。

177

178 (委員会の意見の聴取)

179 第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を
180 聴かなければならない。

181 一～四 (略)

182 五 第十条第一項若しくは第二項 (これらの規定を第二十七条の十二及び第二十七条の
183 十二の十三において準用する場合を含む。)、第十四条第二項 (第二十七条の十二及び
184 第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。)、第十八条第一項若しくは第
185 二項ただし書、第二十二条の二第一項ただし書 (第二十七条の十二の十三において準
186 用する場合を含む。)、第二十七条の十一の二第一項ただし書、第二十八条の十四第一
187 項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の五十、第
188 二十八条の五十三第一項若しくは第六項、第九十九条第一項又は第九十九条の七第一
189 項の認可をしようとするとき。

190 六～十六 (略)

191 2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなけ
192 ればならない。

193

194 ■電気事業法施行令

195 (借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額)

196 第四条 法第二十八条の五十三第三項の政令で定める額は、千二百億円とする。

197

198 ■令和5年度一般会計予算 予算総則

199 (債務保証契約の限度額)

200 第13条 次の表の左欄に掲げる法人が令和5年度において負担する債務につき、中欄に掲
201 げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それ
202 ぞれ右欄に掲げるとおりとする。

203 1～20 (略)

債 務	根 拠 規 定	金 額 の 限 度
21 電力広域的運営推進機関 電力広域的運営推進機関債及び借入金に係 る債務	「電気事業法」	額面総額及び元本金額の合計額 120,000,000 千円並びにその利息に相当する金額

204

205

206 ■電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

207 第1 審査基準

208 (1)～(54) (略)

209 (55) 第28条の53第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域
210 的運営推進機関債の発行の認可

211 第28条の53第1項の規定による広域的運営推進機関の資金の借入れ及び広域的運営
212 推進機関債 (以下「機関債」という。) の発行の認可に係る審査基準については、資金の借
213 入れ行為及び機関債の発行の行為を必要とする理由、資金の金額及び機関債の金額並びに
214 広域的運営推進機関の財務状態等を考慮して、資金の借入れ行為及び機関債の発行の行為

215 により広域的運営推進機関の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。

216
217 **■再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法**

218 (供給促進交付金の交付)

219 第二条の二 (略)

220 2 認定事業者は、交付対象区分等に該当する認定発電設備を用いて発電した再生可能エ
221 ネルギー電気を、市場取引等により供給するときは、当該再生可能エネルギー電気の供
222 給に要する費用を当該供給に係る期間にわたり回収するための交付金（以下「供給促進
223 交付金」という。）の交付を受けることができる。

224 3 供給促進交付金の交付に関する業務は、電気事業法第二十八条の四に規定する広域的
225 運営推進機関（以下「推進機関」という。）が行うものとする。

226
227 (調整交付金の交付)

228 第十五条の二 推進機関は、各電気事業者における特定契約又は一時調達契約に基づく再
229 生可能エネルギー電気の調達に係る費用負担を調整するため、経済産業省令で定める期
230 間ごとに、電気事業者に対して、交付金を交付する。

231 2 前項の交付金（以下「調整交付金」という。）は、第三十一条第一項及び第三十八条第
232 一項の規定により推進機関が徴収する納付金並びに第十五条の五の規定により政府が講
233 ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。

234
235 (系統設置交付金の交付)

236 第二十八条 一般送配電事業者又は送電事業者（電気事業法第二条第一項第十一号に規定
237 する送電事業者をいう。以下同じ。）は、供給計画（同法第二十九条第一項に規定する供
238 給計画をいう。）に従って、同法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物（変電用又
239 は送電用のものに限る。以下この節において「系統電気工作物」という。）であって再生
240 可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該系統電気工作物
241 の設置及び維持に要する費用を当該系統電気工作物を使用する期間にわたり回収するた
242 めの交付金（以下「系統設置交付金」という。）の交付を受けることができる。

243 2 系統設置交付金の交付に関する業務は、推進機関が行うものとする。

244 3～4 (略)

245
246 (小売電気事業者等に係る納付金の徴収及び納付義務)

247 第三十一条 推進機関は、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金（次条第二項
248 及び第四十条第一項において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充て
249 るため、経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者等（小売電気事業者、一般
250 送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）から、納付金を徴収する。

251 2 小売電気事業者等は、前項の納付金（以下この節において単に「納付金」という。）を
252 納付する義務を負う。

253
254 (納付金の額)

255 第三十二条 前条第一項の規定により小売電気事業者等から徴収する納付金の額は、同項
256 の経済産業省令で定める期間ごとに、当該小売電気事業者等が電気の使用者に供給した
257 電気の量（キロワット時で表した量をいう。以下同じ。）に当該期間の属する年度におけ
258 る納付金単価を乗じて得た額を基礎とし、第三十七条第一項の規定による認定を受けた
259 事業所に係る電気の使用者に対し支払を請求することができる第三十六条の賦課金の額
260 を勘案して経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

261 2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度にお
262 いて全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に交付される交付金の見込額の合計
263 額に当該年度における交付金の交付の業務、積立金管理業務並びに前条第一項及び第三
264 十八条第一項に規定する納付金の徴収の業務に関する事務の処理に要する費用の見込額
265 を加えて得た額を当該年度における全ての小売電気事業者等が電気の使用者に供給する
266 ことが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基
267 礎とし、前々年度における全ての認定事業者、電気事業者及び送電事業者に係る交付金
268 の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

269 3～6 (略)

270

271 (電気事業者に係る納付金の徴収及び納付義務)

272 第三十八条 推進機関は、第十五条の三の規定により算定した額が零を下回った場合に
273 は、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、その下回った額の納付金を徴
274 収する。

275 2 電気事業者は、前項の納付金（次条において単に「納付金」という。）を納付する義務
276 を負う。

(別紙1)

経済産業省

2024●●●●電委第●号

令和6年●月●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について (回答)

令和6年1月19日付け20240117資第4号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の53第1項に規定する資金の借入れの認可について、認可することに異存ありません。

(別紙2)

経済産業省

20240117資第4号
令和6年1月19日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣 齋藤 健

広域的運営推進機関の資金の借入れの認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第28条の53第1項に規定する資金の借入れの認可について、貴委員会の意見を求めます。

広域総第2023-117号
令和6年1月17日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力
(公印省略)

資金の借入れについて（認可申請）

電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の5第3項の規定に基づき、別記のとおり資金の借入れについて、申請いたします。

記

- 1 借入れを必要とする理由
電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務に関する資金に充てるため
- 2 借入金の額
金 120,000,000,000円
- 3 借入先
競争入札方式により決定する
- 4 借入金の利率
競争入札方式により決定する
- 5 借入金の償還の方法及び期限
令和7年3月29日を期限に一括返済
- 6 利息の支払の方法及び期限
償還日を期限に、借入日の翌日から期限までの分を一括返済
ただし、年365日の日割計算とする
- 7 借入日
令和6年3月29日
- 8 その他
元利金支払につき政府が保証
- 9 備考
上記3及び4については、競争入札方式により確定次第届け出るものとする

以上